

令和6年度介護サービスの情報公表 FAQ	
質問	回答
パスワードがわからない。	パスワードについては、令和6年10月31日付で事業所の所在地に送付しております封書に同封しておりますのでご確認ください。また、情報報告システムにはパスワードリセット機能がございますので、そちらもご利用ください（情報報告システムのログイン画面の左下の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください）。
来年の1月から3月にかけて経営情報を報告する必要があると思うが、財務諸表は1月以降の提出でいいのか。	今回の報告時にご提出ください。 令和7年1月から3月にかけて報告いただくこととなる経営情報は、介護サービス情報公表とは別の制度です。これについては、後日改めて県から通知を行います。 情報公表制度との違いについては、「財務状況の報告について(制度の比較)」をご覧ください。 「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等」については、以下の県ホームページをご覧ください。 (参考:県ホームページ)介護サービス事業者経営情報の報告について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei.html
財務諸表のアップロードをしなくて入力を終了したところ提出可能の状態になっている。このまま提出しても良いか？	システムの仕様上、アップロードをしなくても提出が可能となっていますが、全ての対象事業所は財務諸表のアップロードを行う必要があります。介護保険法施行規則上、報告が義務付けられています。
法人のホームページで財務諸表を公開している。このページのURLを貼り付けることで公表したことになるか。	お手数ですが、システムの仕様の都合上、PDF又はCSV形式によるアップロードをお願いします。
財務諸表は、いつの時点のものをアップロードするのか。	直近の事業年度を終えた時点で作成したものをアップロードしていただきますが、事業年度の関係上、現在、最新の財務諸表を作成中である場合は、作成済の財務諸表のうち最新のものをアップロードしてください。 例えば事業年度が10月末締めで、現在財務諸表を作成中である場合は、令和4年11月1日～令和5年10月31日の分をアップロードしてください。
会計基準上、財務三表のうち作成が求められていない書類があるが、この場合はどうすればよいか。	提出いただいた書類が資産、負債及び収支の内容がわかるものになっていれば、3つの書類のうち欠けている書類があっても問題ありません(3つ全てをアップロードしなければならないということではありません)。
タイトル欄は何と入力すればよいか。	タイトルについては、「損益計算書」等、書類のタイトルを入力してください。
介護事業所単位の内容が記載された財務諸表は無いが、法人単位の内容のものをアップロードしてよいか。	事業所単位の内容が分かるものを報告することとなっていますが、事業所単位で会計を行っていない等、やむを得ない場合については、法人単位の内容をアップロードしてください。もしくは、事業所単位で資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類をアップロードしてください。
重要事項説明書は、全ての事業所がアップロードしなければならないのか。	法人のホームページで既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。
ファイルが2MBを超えてしまうためアップロードできない。	ファイルを3つに分割しての掲載(ファイル3まで登録できます)、市販のソフトウェア等を使用したPDFファイルの軽量化、ExcelやWordファイルによる掲載又は法人のホームページへの掲載等を検討してください。
令和7年度以降の重要事項(運営規程の概要等)の公表の義務付けについて詳しく知りたい。	福岡県ホームページに掲載の集団指導資料をご確認ください(居宅介護支援及び地域密着型サービスについては各保険者にお問い合わせください)。 (参考:県ホームページ)令和6年度集団指導について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-syhudan-r5.html